

別表（第4条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
都市福利施設誘導地区	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所 2 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）又は店舗、飲食店、展示場、遊技場でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの